

関ヶ原町 男女共同参画プラン (第4次)



女(ひと)と男(ひと)が
共に輝くまちをめざして

関ヶ原町

関ヶ原町男女共同参画プラン(第4次)の策定にあたって



急速な人口減少と少子高齢社会の進行により、労働力の減少や地域活力の低下、家族形態やライフスタイルの多様化が進み、社会経済においてはテレワークの推進やペーパーレス化など、今まで「当たり前」だったことが大きく変化してきています。

我が国のみならず、世界的な大流行をみせた新型コロナウイルスの発生は、男女共同の点からも社会に大きな影響を与えました。非正規雇用の割合が多く、また、家事などの無償労働に対して責任が重い女性は、新型コロナウイルスの流行によって、より深刻な不利益を被ることとなり、男女格差の是正、女性の活躍推進に向けた社会づくりの必要性を改めて認識いたしました。

また、令和3年には東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、LGBTの差別解消を目指す法案が国会で議論されました。最終的に国会への提出は見送られることとなりましたが、今もなお政府において議論が続けられています。同性パートナーシップ制度施行自治体数が130を超え、国内総人口の4割以上をカバーするなど、性的マイノリティへの社会的理解は年々高まっているように思えますが、未だ平等にはほど遠いと言えます。

こうした課題を踏まえつつ、社会経済情勢の変化や新たな問題に対応する男女共同参画社会の実現を一層推進するため、第3次プランに続き、「関ヶ原町男女共同参画プラン(第4次)」を策定いたしました。

本計画は、男女共同参画社会の形成に向けて取り組みを促進するため、町総合計画をはじめとする他の諸計画の推進においても配慮を行っていくこと、女性の活躍推進や家庭における暴力被害の防止、性的マイノリティに対する差別の解消等の基本的な計画を位置付けるものとしております。

このプランの実現に向けて、町民の皆様をはじめ企業・団体等の皆様のご理解とご協力をいただき着実な推進をしてまいります。

終わりに、計画の策定にあたって、貴重なご意見やご協力をいただいた関ヶ原町男女共同参画プラン策定委員会委員の皆様をはじめ、多くの皆様から心から感謝いたします。

関ヶ原町長 **西脇 康世**

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
(1) 社会の動き.....	1
(2) 国の動き.....	2
(3) 岐阜県の動き.....	2
2 計画策定の趣旨.....	3
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	3
5 推進体制.....	4
6 プランの進行管理と評価の実施.....	4
第 2 章 関ヶ原町の男女共同参画を取り巻く現状	5
1 関ヶ原町の現状.....	5
(1) 一般世帯数と世帯区分.....	5
(2) 世帯の状況.....	6
(3) 就労の状況.....	7
2 アンケート調査の結果.....	8
(1) 男女の平等感.....	8
(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方.....	10
(3) 女が仕事も持つこと.....	10
(4) 社会の指導的立場への女性の活躍.....	11
(5) ドメスティック・バイオレンス.....	12
(6) 男女共同参画社会の実現に向け、力を入れるべきこと.....	13
3 関ヶ原町男女共同参画プラン（第 3 次）の評価.....	14
(1) 主な取組の実施状況.....	14
(2) 数値目標の評価.....	17
4 今後の課題.....	18
(1) 固定的性別役割分担意識・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消.....	18
(2) 男女の地位の不平等感の解消.....	18
(3) 就業する女性の活躍を支える環境整備.....	18
(4) 配偶者等からの暴力防止対策の充実.....	18

第3章 プランの基本的な考え方..... 19

- 1 基本理念..... 19
- 2 基本目標..... 20
- 3 計画の体系..... 21

第4章 プランの基本目標と施策の方向..... 22

- 基本目標1 女性が活躍できる社会の実現（女性活躍推進計画）..... 22
 - （1）職業生活における活躍促進..... 23
 - （2）仕事と家庭生活を両立できる環境づくり..... 26
 - （3）町政における女性の参画促進..... 28
- 基本目標2 互いに認め合うまちづくりの推進..... 30
 - （1）男女共同参画社会についての広報・啓発の推進..... 31
 - （2）家庭生活における男女共同参画の促進..... 33
 - （3）子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進..... 34
- 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境の実現..... 36
 - （1）生涯を通じた心身の健康づくり..... 37
 - （2）様々な生活上の困難を抱える人への支援..... 38
 - （3）地域活動・防災活動の場への男女共同参画の促進..... 39
- 基本目標4 男女間のあらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）..... 42
 - （1）相談体制の充実と被害者の支援..... 43
 - （2）配偶者等暴力（DV）根絶のための啓発..... 44

資料編 45

- 1 男女共同参画社会基本法..... 45
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律..... 49
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律..... 60
- 4 関ヶ原町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱..... 70
- 5 関ヶ原町男女共同参画プラン（第4次）策定委員会名簿..... 71
- 6 関ヶ原町男女共同参画プラン（第4次）策定経過..... 72
- 7 男女共同参画に関する動向（年表）..... 73
- 8 用語説明..... 76

1 / 計画策定の背景

(1) 社会の動き

日本では、少子高齢化が著しく進行しており、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口によると、現在は2008年をピークに人口減少局面に突入しています。このような人口構成の変化により、社会の構造が変化し、高齢者世帯の貧困や、非正規労働者の増大による格差などの問題が拡大しています。今後、日本社会が持続的に発展していくためには、少子高齢化という構造的な課題に対して、年齢や、性別、障がいの有無などに関係なく、個々の違いを認め、お互いを尊重し、また多様な人々が対等に関わり合いながら、活躍できる社会づくりが期待されています。

平成27年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」（以下「SDGs」という。）が掲げられました。

「SDGs」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール（目標）、ターゲットを設定していますが、17の目標の中には、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画に関係が深い目標が盛り込まれています。

持続可能な開発目標（SDGs）



(2) 国の動き

国は、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における最重要課題として位置づけています。この基本法に基づき、平成12年に「男女共同参画基本計画」、その後、5年ごとに基本計画が閣議決定され、令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

なお、第5次男女共同参画基本計画において、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、ジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs（持続可能な開発目標）で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取り組みを行い、国際社会と協調する社会

また、平成28年4月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図っています。

国際的な動きとして、世界経済フォーラム（World Economic Forum：WEF）が令和4年7月、「The Global Gender Gap Report 2022」を公表し、その中で、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index：GGI）を発表しました。日本の順位は146か国中116位（前回は156か国中120位）で、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果と発表されています。

(3) 岐阜県の動き

岐阜県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進していくための新たな指針「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」（計画期間：2019年度から2023年度まで）を策定しました。

男女の地位の不平等感、性別による固定的役割分担意識があること、政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいないこと、働く場における女性の活躍が進んでいないこと、男性の家事・育児・介護等への参画が進んでいないこと、さらに人口減少及び少子高齢化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化などの現状を踏まえ、第4次計画では、7つの重点事項に取り組み、男女共同参画社会を図っています。

- ① あらゆる分野への女性の参画拡大
- ② 男性の家事・育児・介護等への参画の推進
- ③ 企業経営者や管理職等の意識改革
- ④ 男性中心型労働慣行等の変革とワーク・ライフ・バランスの実現
- ⑤ 女性のキャリアアップに向けた支援や再就職希望者等に対する支援
- ⑥ 配偶者等からの暴力に関する更なる普及啓発
- ⑦ 男女共同参画社会の実現を目指した教育・学習の機会の充実やきめ細やかな広報・啓発の展開

2 計画策定の趣旨

本町では、「関ヶ原町男女共同参画プラン（第3次）」が令和4（2022）年度で終了することから、新たに「関ヶ原町男女共同参画プラン（第4次）」を策定し、社会状況の変化に対応した今後の男女共同参画施策の方向性やあり方を示し、男女が共に生きやすい社会の実現を目指していきます。

この度、これまでの本町の取組について評価を行い、社会的な背景や男女共同参画をめぐる状況の変化を踏まえ、次期計画を策定します。

また、計画の実行性を確保するため、住民に対するアンケート調査を実施します。

3 計画の位置づけ

○本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」や岐阜県の「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」を勘案して、男女共同参画社会の促進に関する施策についてまとめた「市町村男女共同参画計画」です。

○本プランの一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についてまとめた「市町村推進計画」です。

○本プランの一部は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施についてまとめた「市町村基本計画」です。

4 計画の期間

このプランの期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等に応じて、必要がある場合は、計画期間内でも見直しを行います。

5 推進体制

男女共同参画に関する施策は、町政のあらゆる分野にわたっています。より効果的に施策を進めていくため、庁内の連携を強化するとともに、推進体制について検討します。

また、男女共同参画社会の形成を推進していくためには、行政だけでなく住民・地域・事業者・各種団体等が連携し、本計画に基づいた取組を様々な場面で展開していくことが必要です。このため、第4章では「基本目標の達成に向け、ともに取り組もう！」として、取組目標を掲載し、住民の参画を広く求め、協働のもとに推進していきます。

6 プランの進行管理と評価の実施

担当課による事業報告及び実績値の把握により進捗状況を管理していきます。

プラン推進の中心となる担当部局の機能向上を図るとともに、関連部局との積極的な連携体制を整え、全庁的な施策推進を行います。

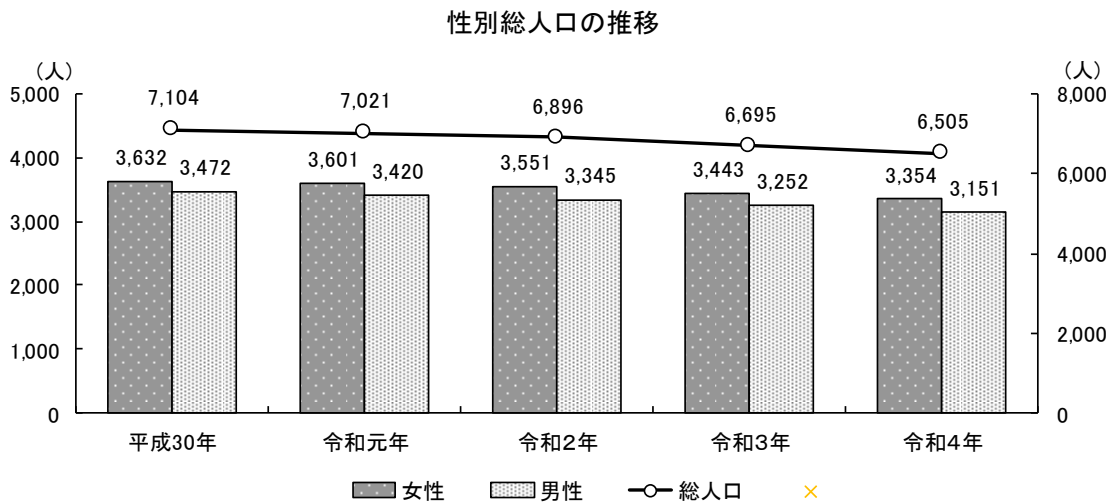
計画に位置づけられる取組については、担当部局による計画事業の進捗管理のもと、計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価し、プランの全庁的な進行管理を実現します。

進捗管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

1 関ヶ原町の現状

(1) 一般世帯数と世帯区分

本町の総人口は、男女共に緩やかに減少しており、令和4年には6,505人となっています。

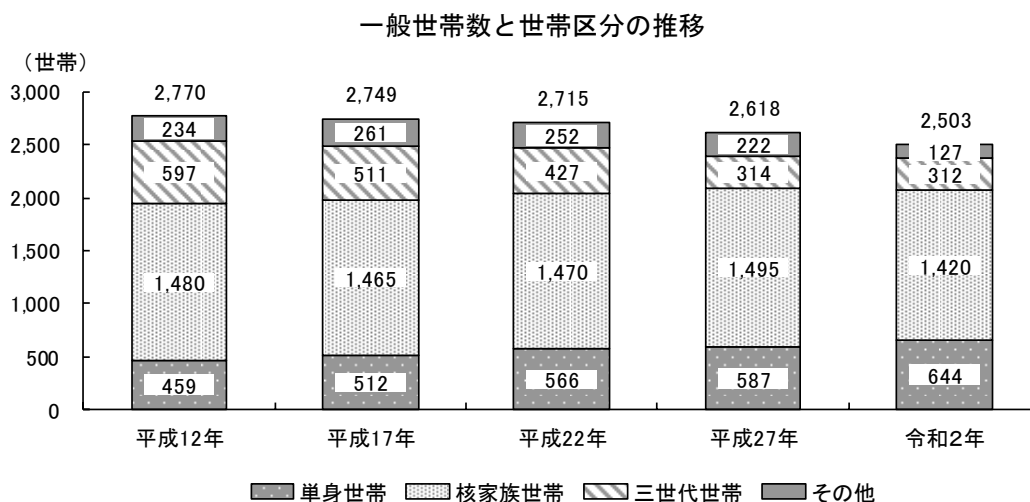


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）外国人含む

(2) 世帯の状況

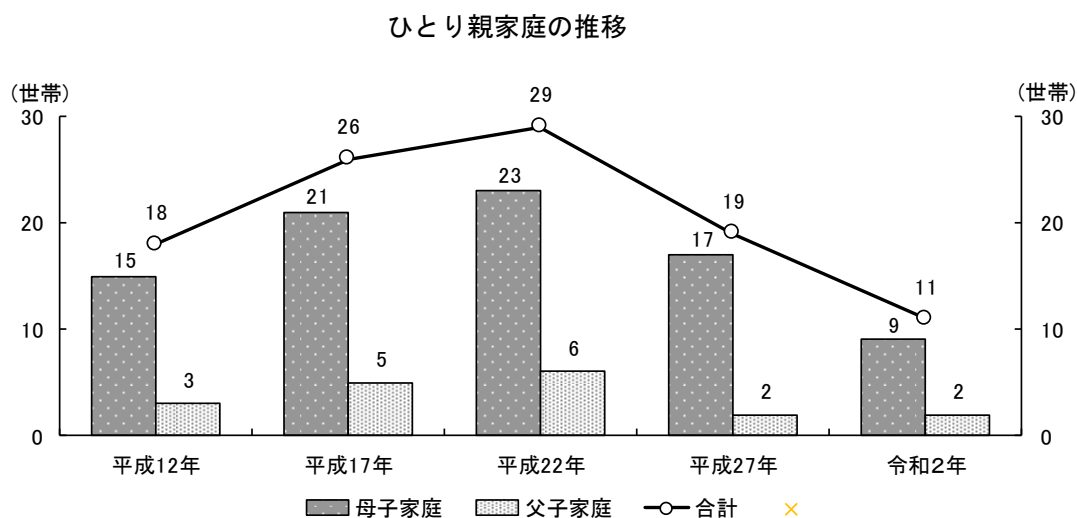
① 一般世帯数と世帯区分

一般世帯数は平成12年以降減少傾向にあり、令和2年には2,503世帯となっています。世帯区分においては、単身世帯が年々増加し、核家族世帯も平成27年までは増加傾向にある一方で、三世帯世帯が減少しています。



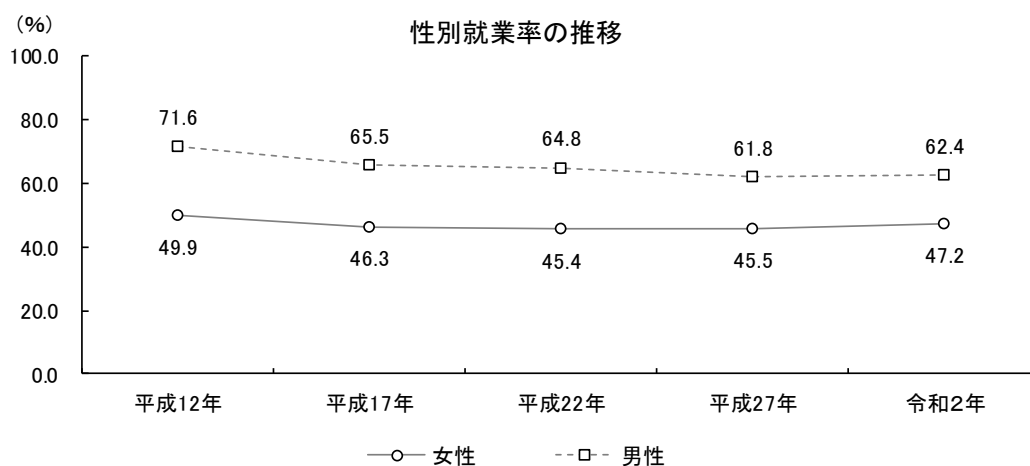
② ひとり親家庭（父子・母子）数

ひとり親家庭は平成22年をピークに減少傾向にあり、令和2年には母子家庭9世帯、父子家庭2世帯となっています。



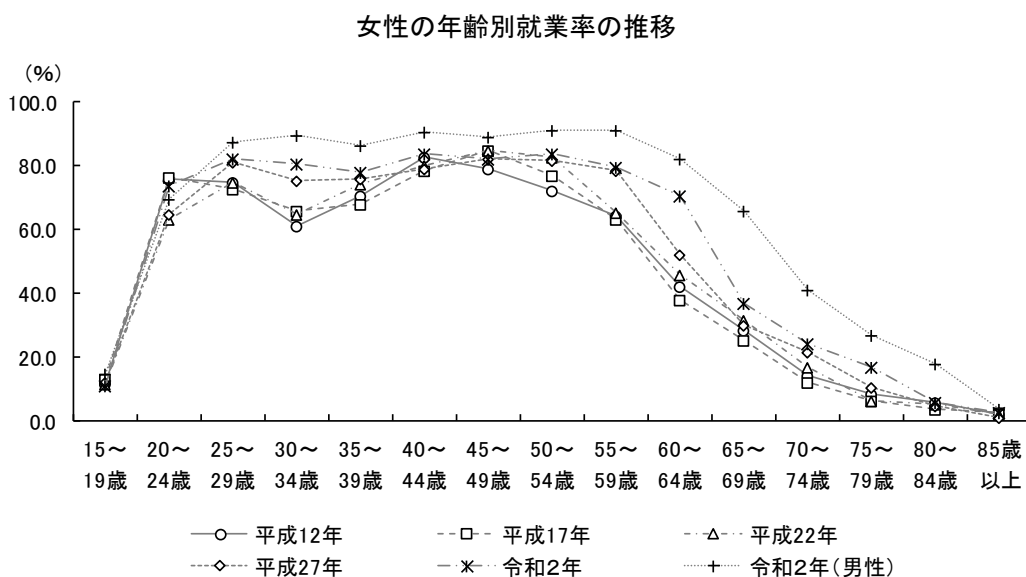
(3) 就労の状況

性別就業率については、男性に比べ女性の割合が低くなっています。また、推移をみると、男女共に就業率は低下傾向にありましたが、女性は平成27年から、男性は令和2年でやや増加しています。



資料：国勢調査

女性の年齢別就業率をみると、平成22年までは30～34歳の就業率がいったん落ち込む「M字カーブ」を描いていましたが、平成27年、令和2年では増加しています。このことから、結婚や出産・育児で就業を中断する女性が減少していることがうかがえます。また、20歳以降はいずれの年代も増加傾向にあります。



資料：国勢調査

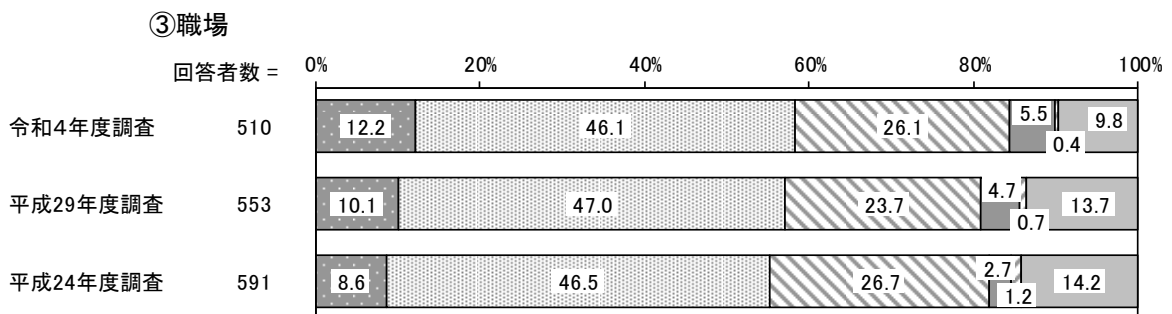
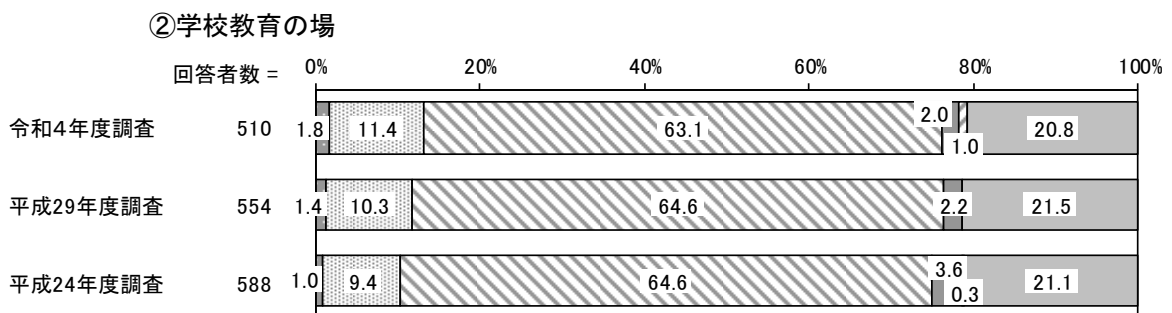
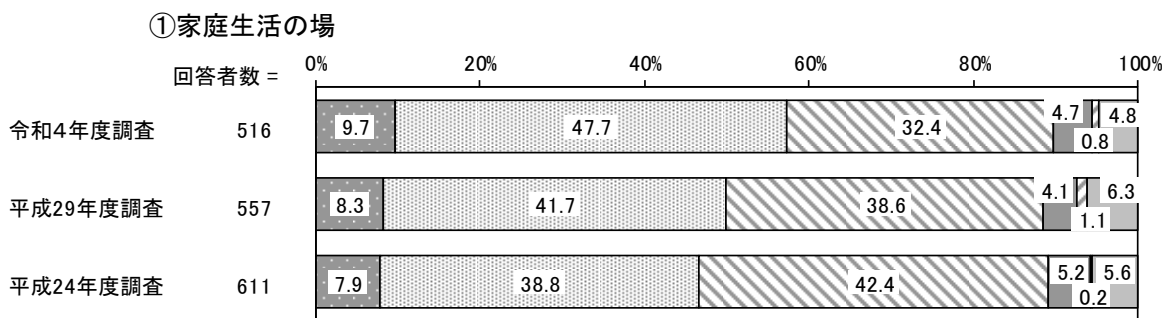
2 アンケート調査の結果

(1) 男女の平等感

現在、男女は平等になっているかについて、①家庭生活の場、③職場、④地域活動・社会活動の場、⑥政治の場、⑦社会通念・慣習について“男性の方が優遇されている”と思う人は半数を超えています。

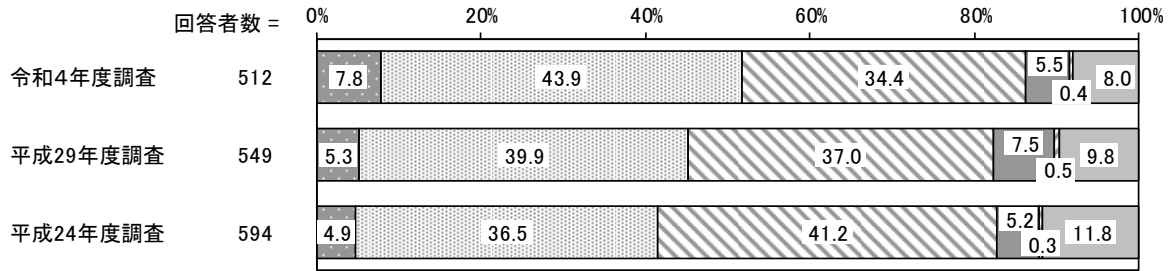
平成29年度調査と比べると、③職場について「平等」と思う人は増加傾向となっています。

男女の平等感

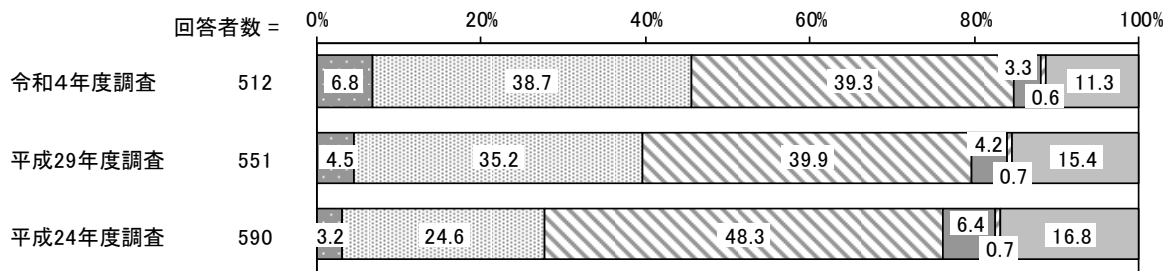


- 男性の方が非常に優遇されている
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ▨ 女性の方が非常に優遇されている
- わからない

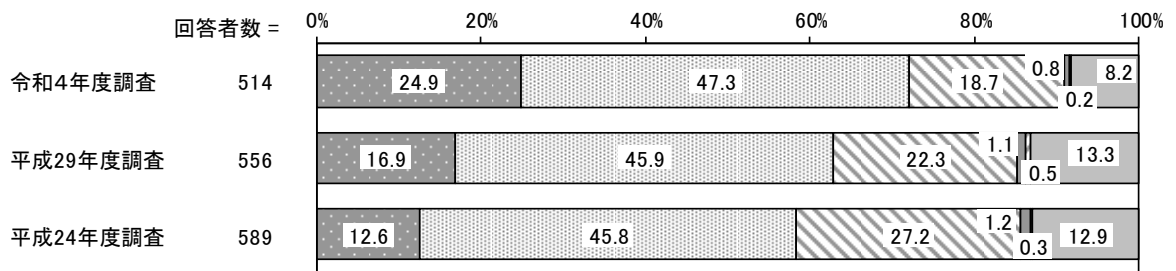
④地域活動・社会活動の場



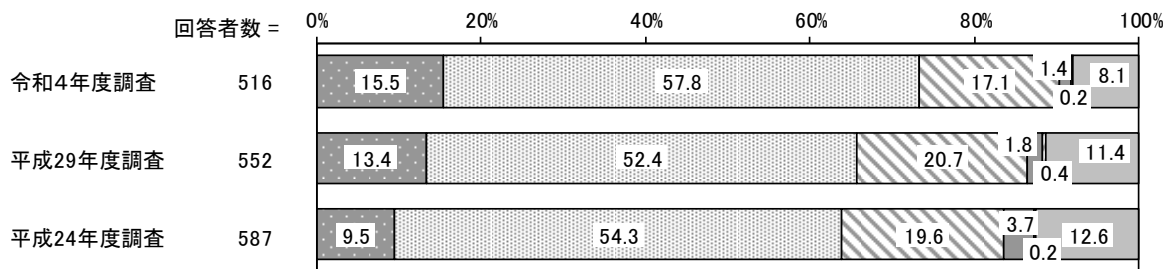
⑤法律や制度



⑥政治の場



⑦社会通念・慣習



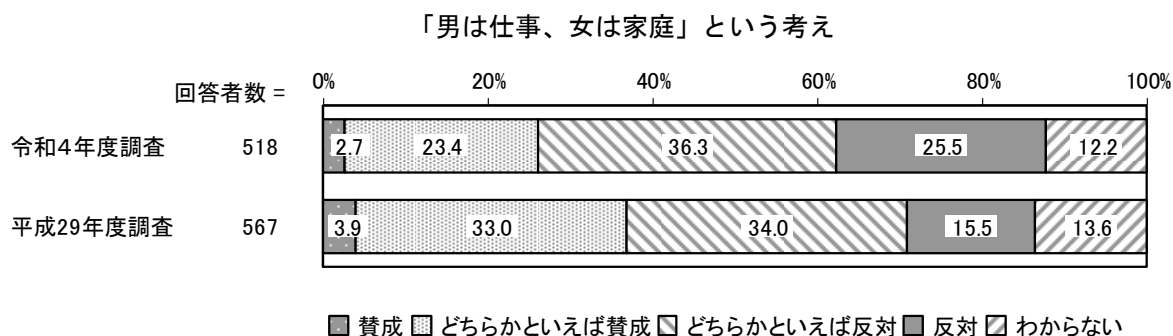
- 男性の方が非常に優遇されている
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等
- ▨ どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ▨ 女性の方が非常に優遇されている
- わからない

資料：関ヶ原町男女共同参画に関するアンケート調査

(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた“賛成”の割合が26.1%、「どちらかといえば反対」と「反対」をあわせた“反対”の割合が61.8%、「わからない」の割合が12.2%となっています。

平成29年度調査と比較すると、“反対”の割合が増加しています。一方、“どちらかといえば賛成”の割合が減少しています。

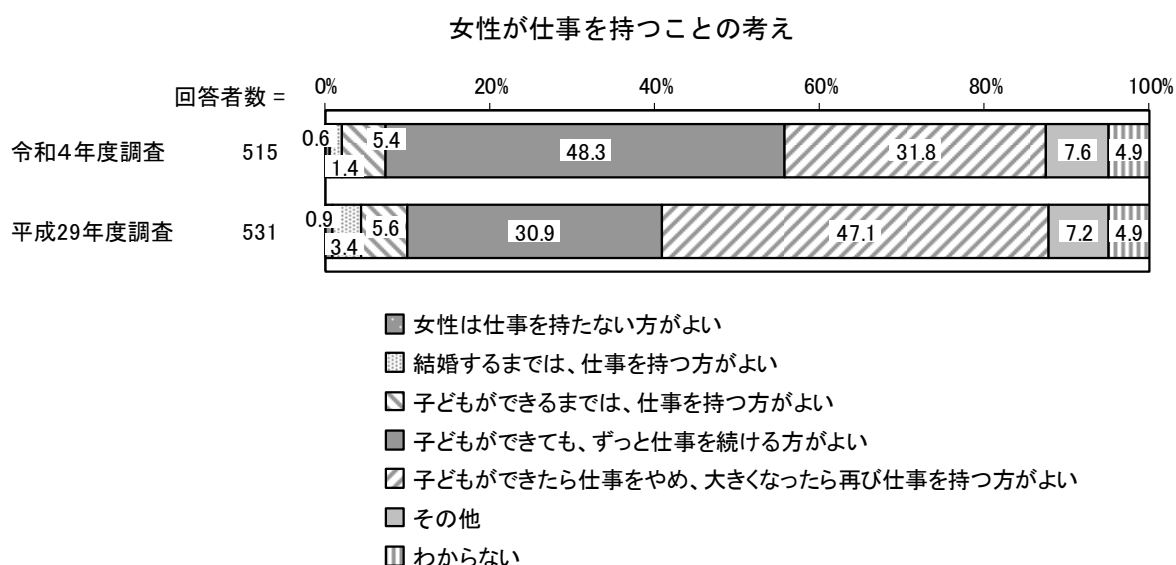


資料：関ヶ原町男女共同参画に関するアンケート調査

(3) 女性が仕事を持つこと

女性が仕事を持つことについて、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が48.3%と最も高く、次いで「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」の割合が31.8%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が増加しています。一方、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」の割合が減少しています。



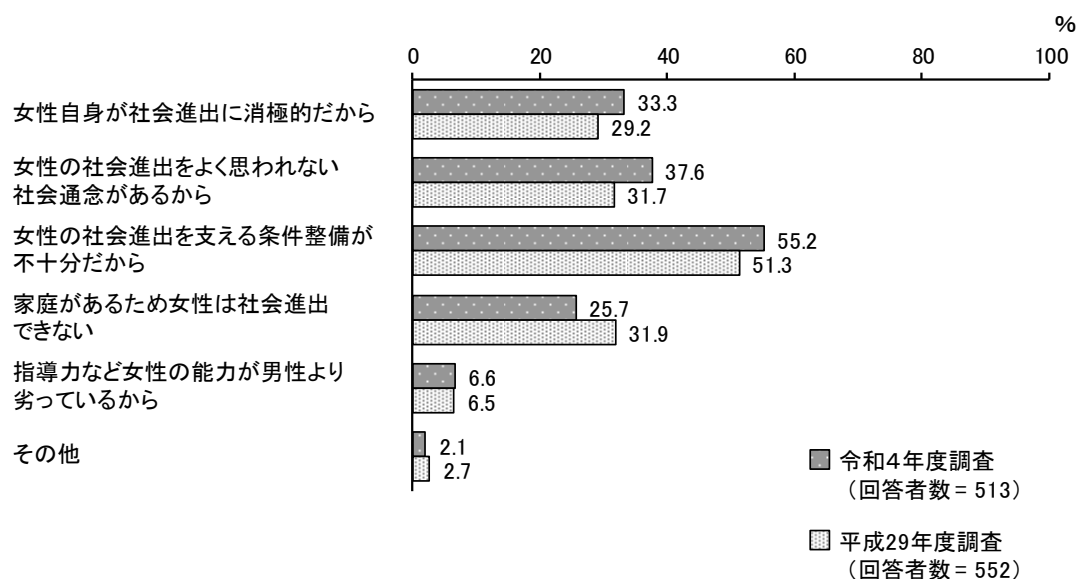
資料：関ヶ原町男女共同参画に関するアンケート調査

(4) 社会の指導的立場への女性の活躍

社会や職場の管理職など社会の指導的立場への女性の活躍について成果が不十分である理由に対して、「女性の社会進出を支える条件整備が不十分だから」の割合が55.2%と最も高く、次いで「女性の社会進出をよく思われない社会通念があるから」の割合が37.6%、「女性自身が社会進出に消極的だから」の割合が33.3%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「女性の社会進出をよく思われない社会通念があるから」の割合が増加しています。一方、「家庭があるため女性は社会進出できない」の割合が減少しています。

社会の指導的立場への女性の活躍について成果が不十分な理由

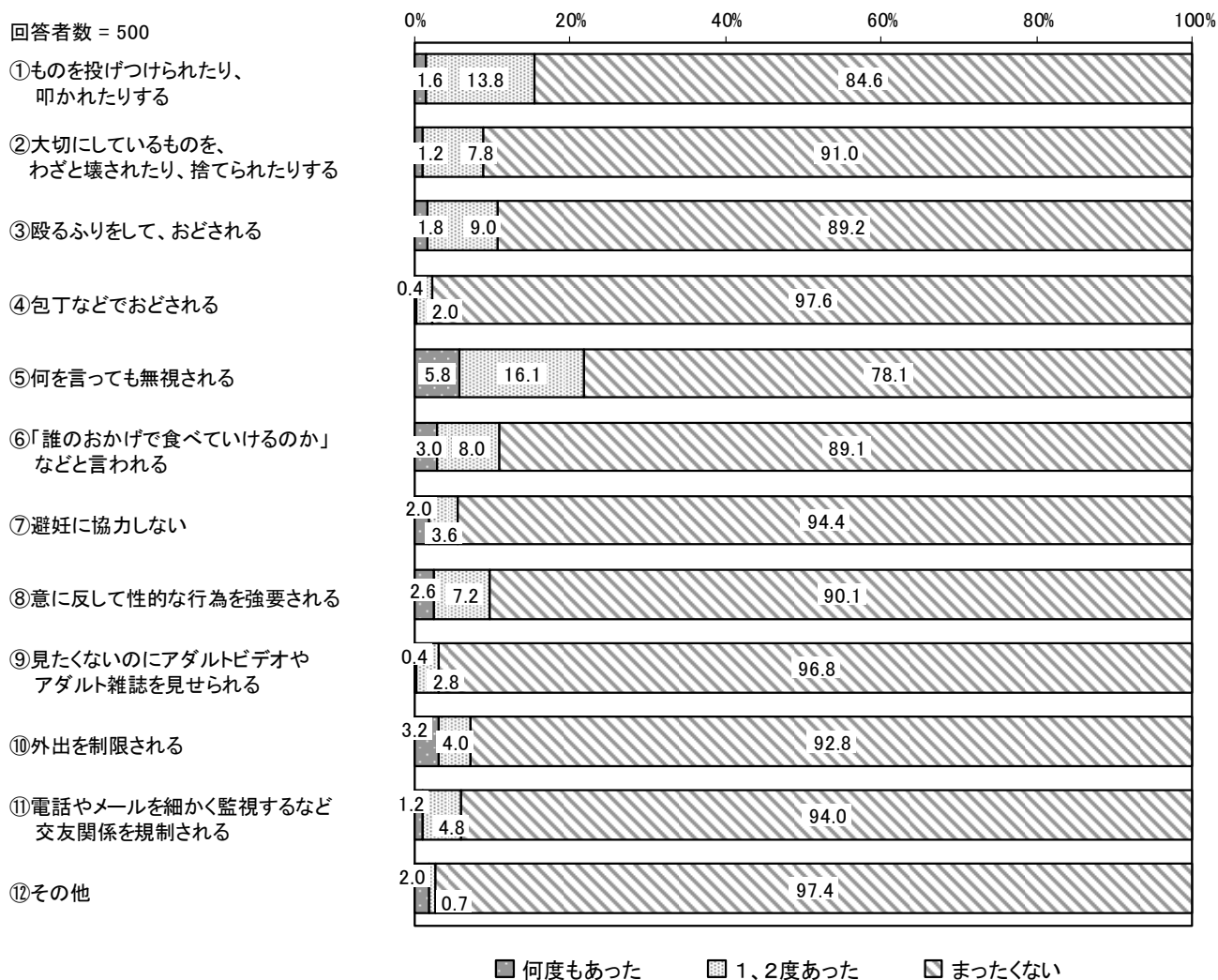


資料：関ヶ原町男女共同参画に関するアンケート調査

(5) ドメスティック・バイオレンス

これまでに、配偶者や恋人など親しい関係にある人から、されたこととして、『①ものを投げつけられたり、叩かれたりする』『⑤何を言っても無視される』で「1、2度あった」の割合が高くなっています。

これまでに、配偶者や恋人など親しい関係にある人からされた経験



資料：関ヶ原町男女共同参画に関するアンケート調査

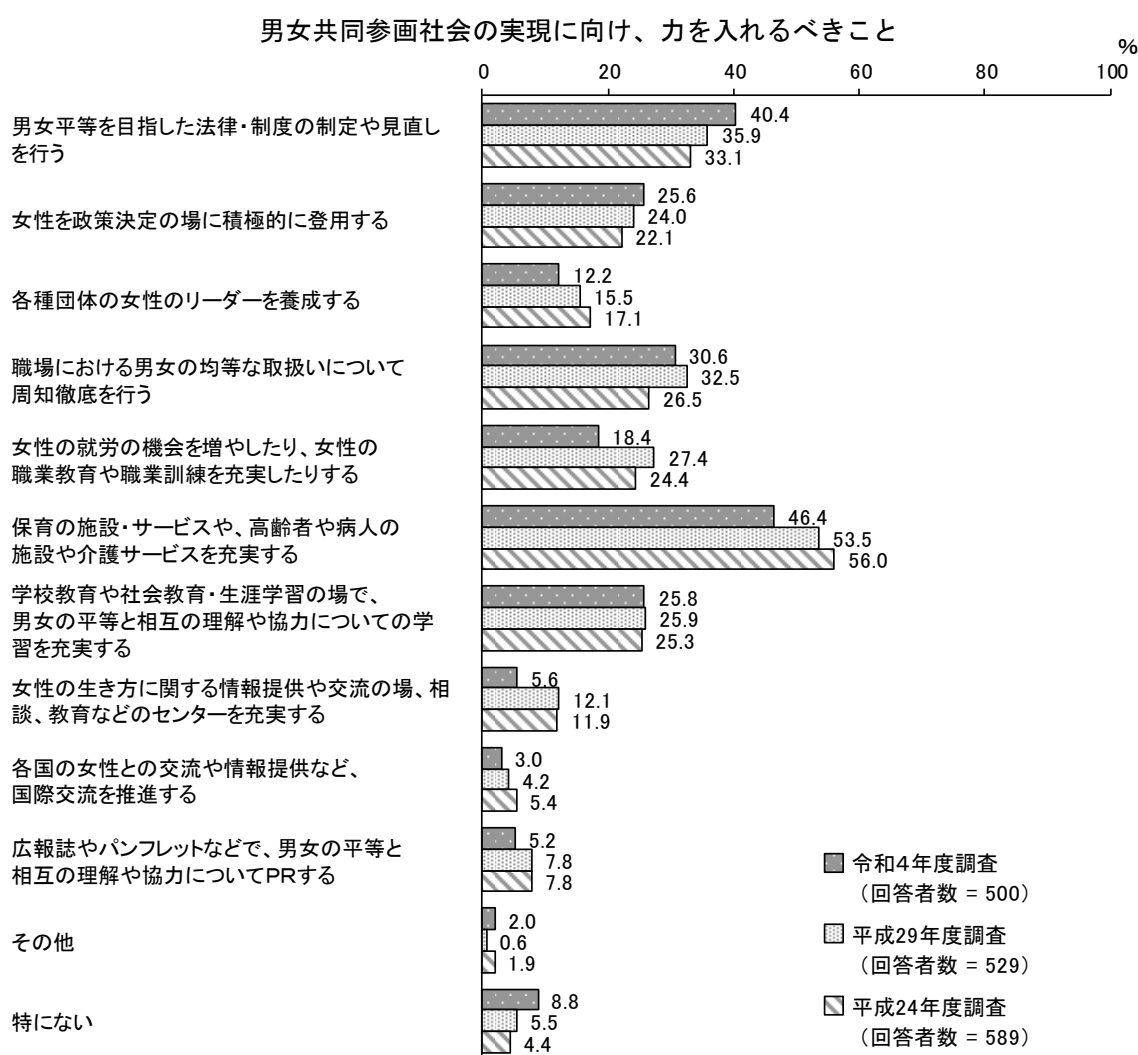
「何度もあった」「1、2度あった」と回答した方に、ドメスティック・バイオレンスを受けたとき、あなたは誰かに打ち明けたり、相談したりしたかについて、「どこにも誰にも相談しなかった」の割合が63.3%と最も高くなっています。

また、「どこにも誰にも相談しなかった」と回答した方に、どこにも誰にも相談しなかったのはなぜかについて、「相談するほどのことではないと思ったから」の割合が66.7%と最も高くなっています。

(6) 男女共同参画社会の実現に向け、力を入れるべきこと

男女共同参画社会の実現に向け、力を入れるべきことについて、「男女平等を目指した法律・制度の制定や見直しを行う」の割合が調査の度に高くなっています。

一方で、平成29年度調査、平成24年度調査と比べて、「各種団体の女性のリーダーを養成する」、「女性の就労の機会を増やしたり、女性の職業教育や職業訓練を充実したりする」、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」、「女性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談、教育などのセンターを充実する」の割合が減少しています。



資料：関ヶ原町男女共同参画に関するアンケート調査

3 関ヶ原町男女共同参画プラン（第3次）の評価

(1) 主な取組の実施状況

関ヶ原町男女共同参画プラン（第3次）に基づく主な取組は、以下のとおりです。

基本目標／事業名	取組状況
1 女性が活躍できる社会の実現（女性活躍推進計画）	
町女性職員の管理職への登用管理職への登用	男女の区別なく昇格試験を実施し、人事評価をもとに適格者がいれば男女問わず登用している。
農林水産業における男女共同参画の推進	女性農業委員、農地利用最適化推進委員の登用。女性の農地利用最適化推進委員の呼びかけにより、女性農業者の有志による活動が開始され、産業建設課として実需者とのマッチング等支援を行っている。
各種サービスの充実	認定こども園への移行や園の統廃合により、保護者の就労状況が変化した場合でも柔軟に対応できるよう支援している。
放課後児童クラブの充実	H29年4月より放課後児童クラブを運営している。現在30名程度の児童が利用している。
子育てコミュニティーの充実	リトミックや人形劇などイベントの開催、コミュニティー便りの作成や「すぐる」の連絡システムを利用し情報提供を行っている。
相談窓口の充実	毎年12月の人権週間頃を目安に、講師を招いて人権研修会を実施している。研修会で、人権パンフレットの配布も行う。
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の促進	5月の家庭教育学級合同開講式にて、講師を招き、子育てに関する講演会を実施。
相談窓口の充実（総合相談事業）	学級・学校での差別や偏見を許さない「ひびきあい活動」に取り組み、その成果を保護者や地域にも発信している。
各種介護サービスの充実	児童会・生徒会活動や学校行事の取組を通して、異年齢や異性の児童生徒で協力することの良さを味わわせ、学校生活の充実と向上を図ることができるよう指導している。
地域包括ケア体制の推進	大垣地区視聴覚協議会と連携し、性教育の内容の学習資料の普及に取り組んでいる。
学生向けキャリア支援事業	教員を目指す学生を教育実習生として受け入れ、教育者としてのキャリア支援を行う。また、高校生以上を対象にVYS（成年ボランティア）を組織し、その活動を通じて地域で働く人々や生き方に触れる機会を提供している。
2 人権を尊重した男女共同参画意識の確立	
男女共同参画に関する講座の開催	わくわくチャレンジせきがはらの対象者に親子料理教室を実施。

基本目標／事業名		取組状況
人権教育研修会	毎年12月の人権週間頃を目安に、講師を招いて人権研修会を実施している。 研修会で、人権パンフレットの配布も行う。	
ジェンダーに基づく表現をなくすため、広報紙の内容点検	性別による役割分担を想起させるようなイラストの使用や表現を避け、掲載内容に不適切な内容が含まれていないかに留意して作成した。	
男性の意識改革を図る機会を提供	食生活改善推進員と連携し、料理経験の少ない男性を対象に年1回料理教室を実施。	
家庭教育学級による男女共同参画の啓発	5月の家庭教育学級合同開講式にて、講師を招き、子育てに関する講演会を実施。	
学校を通じた家庭への男女共同参画の啓発	学校生活の中で男女が分け隔てなく活動することを教えることによって、家庭へ持ち帰り、保護者の意識向上に繋げている。	
特色ある学校教育事業の推進	学級・学校での差別や偏見を許さない「ひびきあい活動」に取り組み、その成果を保護者や地域にも発信している。	
男女共同参画の視点に立った保育の実践	通常保育の中で、男女を分けることなく保育を推進している。また、各種研修会へ積極的に参加し保育の質の向上を目指している。	
学校生活の役割における男女共同参画の浸透	児童会・生徒会活動や学校行事の取組を通して、異年齢や異性の児童生徒で協力することのよさを体験させ、学校生活の充実と向上を図ることができるよう指導している。	
3 生涯を通じて安心して暮らせる地域の実現		
各種母子保健事業の充実	健康相談、教室を実施し、母親同士交流できる機会をつくり、育児不安や子育て不安の解消を図っている。	
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの浸透（いのちの授業）	中学3年生を対象にいのちの教育（中学校への出前講座、赤ちゃんふれあい体験）を実施。	
こころの健康問題の啓発	こころの健康づくりに関する講演会や研修会を実施。	
相談窓口の充実	H28～「おとなの健康・介護相談」を毎月1回実施。	
各種健康増進事業の実施	診療所や町内医療機関、検診車等にて各種健（検）診を実施。健診後の結果説明会では、ハイリスクの方を中心に生活習慣改善についての保健指導を実施。地区の老人会、いきいきサロン等での生活習慣病や認知症予防の出前講座も実施している。	
生活管理指導員派遣事業	在宅の高齢者が自立した生活を継続できるように、ケアマネジャー等と相談しながら、支援や援助を必要とする高齢者に対し、ヘルパーを派遣し、家事や外出の付き添い等を支援している。	

基本目標／事業名	取組状況
障がい者の相談事業	町相談員によるよろず相談、相談支援事業所による巡回相談を毎月1回実施した。なお、各課窓口での相談時には、プライバシーに配慮し、筆談等による個人の特性に応じた相談方法をとっている。
ひとり親家庭相談の充実	ひとり親家庭等に対する福祉向上のため、住民課、医療保健課、西濃県事務所福祉課と連携し、多様な生活相談に応じられる体制を維持している。
安心して相談できる窓口の充実	社会福祉協議会(委託)で、心配ごと相談を月2回(月に1度は弁護士による法律相談)、巡回相談を年4回、人権相談を月1回行っている。
子どもの貧困対策の実施	乳幼児等医療費助成など保護者の経済的支援や子供に対する学習・生活への支援を実施するほか、障がい児への療育・生活機能向上など、学校・関係部署・地域が連携して必要な支援を行なっている。
生活困窮者の相談および自立支援	コロナ禍による離職など、様々な理由で生活が困窮する相談者の抱える課題を把握し、西濃県事務所(福祉課)や県・町の社会福祉協議会とも連携し、自立を支援している。
LGBT 等性的少数者に対する理解促進と支援	LGBT 等の性的少数者への理解促進を進めるため、チラシ等を活用し啓発を実施している。
配偶者・パートナー等からの暴力(DV)の防止に関する啓発	DV 被害防止について、窓口でのチラシ配布など啓発活動を実施している。
DVに関する職員研修の質の向上	DV 相談窓口による対応を迅速に行うため、県主催の研修を受講している。
DV 被害者への支援体制の整備	DV 被害の抑止のため、住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行う部署における情報の不開示など、管理を徹底している。
犯罪の警察への通報体制の整備	必要に応じて DV 被害を防止・抑止するため、岐阜県警垂井警察署と情報共有・連携を図る体制をとっている。
人権相談・女性相談を安心して相談できる体制の整備	人権に関する相談会を月1回行うことで、相談体制の確保と関係機関との連携を図っている。
人権擁護に関する活動の推進	職員の人権に関する研修会を年1回行うことで、職員の人権意識の高揚と人権擁護委員事務局の事務の一端を住民課で担うことにより、委員の活動を支援している。
セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発	主としてセクシュアル・ハラスメント被害による人権侵害について、チラシ配布など啓発活動を実施している。
役場におけるハラスメント防止対策	関ヶ原町職員のハラスメント防止に関する要綱を制定(令和2年9月1日)し、ハラスメントなどの防止及びハラスメントに起因する問題が発生した場合に対応する。
庁内の連携体制の充実	必要に応じて人権に関する情報を庁内で共有し、また各所管課で把握した人権に関する問題についても情報を共有することで、適切な支援を行っている。

(2) 数値目標の評価

関ヶ原町男女共同参画プラン（第3次）では、数値目標を設定しており、数値目標と現状値（R4）は、以下のとおりです。

No.	指標	策定現状値 (H29)	目標値 (R4)	現状値 (R4)
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	49.5%	55.0%	61.8%
2	人権同和研修会で女性の人権をテーマに設定する回数	年0回	年1回	年0回
3	男女共同参画にかかる職員研修の実施回数	年0回	年1回	年0回
4	配偶者等における暴力防止法の認知度	—	50.0%	53.9%
5	審議会等への女性委員登用比率	15%	30%	32.0%
6	自治会長やPTA会長における女性会長の人数	0名	2名	1名
7	家庭生活において男女が平等であるという意識	38.6%	55.0%	32.4%
8	庁内男性職員の育児休業取得率	0%	2.0%	0%
9	子宮がん検診の受診率	16.7%	40.0%	12.4%
10	乳がん検診の受診率	22.1%	40.0%	10.0%
11	弁護士等による専門相談の開催	月1回	継続	継続

4 今後の課題

(1) 固定的性別役割分担意識・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消

町民アンケート調査結果では、固定的性別役割分担意識について、“賛成”と答えた割合が2割半ばとなっています。固定的性別役割分担意識が残っていることで、町民の活躍の幅を狭めてしまったり、子ども達に無意識のうちに「男性は仕事をするもの、女性は家事、育児をするもの」という思い込みをさせてしまったりすることにつながります。男女共同参画を一層推進するためには、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を早期に解消する環境づくりが必要です。

(2) 男女の地位の不平等感の解消

男女共同参画意識が浸透しつつあるものの、平成29年度調査結果と比べ男女の地位の平等感に大きな改善はみられません。日常生活の様々な分野において、学校教育の場を除き、「男性が優遇されている」と感じている傾向にあります。特に「政治の場」「社会通念・慣習」の分野ではその傾向が強く出ています。機会、待遇、負担などの均等を図ることが必要です。

(3) 就業する女性の活躍を支える環境整備

町民アンケート調査結果では、社会の指導的立場への女性の活躍について成果が不十分であることに対して、「女性の社会進出を支える条件整備が不十分だから」の割合が最も高くなっています。就業する女性の活躍を支えるために、ワーク・ライフ・バランスの推進や、多様な働き方、出産・育児期や家族の介護と両立できるような環境整備が必要です。

(4) 配偶者等からの暴力防止対策の充実

町民アンケート調査結果では、配偶者や恋人など親しい関係にある人から、『ものを投げつけられたり、叩かれたりする』『何を言っても無視される』で「1、2度あった」の割合が2割前後となっています。依然として、暴力を受けたことがある方や暴力を受けた際に相談するほどのことではないと思ったという現状もあります。配偶者等からの暴力は絶対に許されない行為であることの啓発や、被害にあった場合に相談できる相談窓口の充実や周知が必要です。

1 基本理念

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を
作り、その目指すものは、①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の
社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる
社会、③男女が個性と能力を發揮することによる、多様性に富んだ活力ある
社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会です。

前計画は、このような考え方に基づき、「女（ひと）と男（ひと）が共に輝く
まちをめざして」を基本理念に掲げ、男女が共にその人権を尊重しつつ責任も
分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、その個性
と能力を十分に發揮できるように「男女共同参画社会」の実現を目指して
きました。

本計画では、人口減少社会の本格化、人生100年時代の到来等の社会情勢の
変化に対応し、法令や国の方針、SDGsの目標の一つであるジェンダー平等
を踏まえた計画とします。

基本理念は、これまでの理念を継承し、男女共同参画社会の実現を引き
続き目指します。

【 基本理念 】

女（ひと）と男（ひと）が
共に輝くまちをめざして

※ ジェンダー平等：「ジェンダー」は、生物学的性別（セックス）に対し、社会的・文化的に形成された点に着目して「性別」に言及するために用いられる表現。

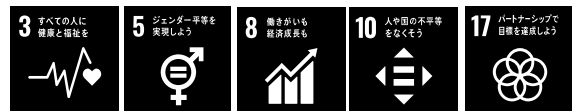
「ジェンダー平等」とは、一人一人の人権が尊重され、性別に関わらずその個性と能力を十分に發揮できること。

男女共同参画との違いは、性別による不平等や不均衡は社会的な構造に起因することとLGBTQ等の性的マイノリティを内包すること。

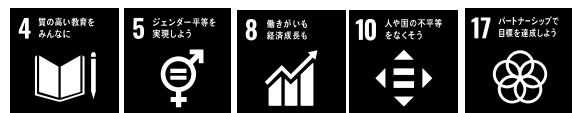
2 基本目標

基本理念の達成に向けた具体的な行動指針を示すため、以下の5つの基本目標を設定し、さらに、多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、「誰一人取り残さない」ことを理念とする「SDGs」の各ゴールと関連付けを行い、一体的に取り組を進めることを目指します。

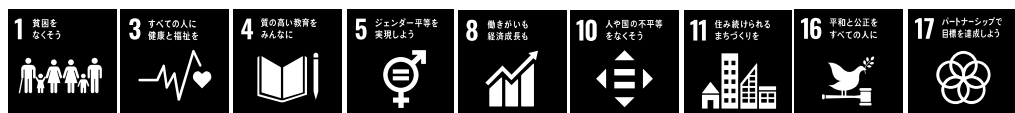
基本目標1 女性が活躍できる社会の実現（女性活躍推進計画）



基本目標2 互いに認め合うまちづくりの実現



基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境の実現



基本目標4 男女間のあらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）



<参考>「SDGs」のゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」の各ターゲット

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性および女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性および女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚および女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラおよび社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画および北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康および権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップおよび土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5.b 女性のエンパワーメント促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでのエンパワーメントのための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する。

3 / 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策の方向 〕

ひとひと
女と男が共に輝くまちをめざして

1 女性が活躍できる
社会の実現（女性
活躍推進計画）

（1）職業生活における活躍推進

（2）仕事と家庭生活を両立できる環境づくり

（3）町政における女性の参画促進

2 互いに認め合う
まちづくりの実現

（1）男女共同参画社会についての広報・啓発の
推進

（2）家庭生活における男女共同参画の促進

（3）子どもの頃からの男女共同参画の理解の
促進

3 誰もが安心して暮
らせる環境の実現

（1）生涯を通じた心身の健康づくり

（2）様々な生活上の困難を抱える人への支援

（3）地域活動・防災活動の場への男女共同参画
の促進

4 男女間のあらゆる
暴力の根絶（DV
防止基本計画）

（1）相談体制の充実と被害者の支援

（2）配偶者等暴力（DV）根絶のための啓発

基本目標 1 女性が活躍できる社会の実現（女性活躍推進計画）

【現状と課題】

国では、平成 27（2015）年に女性活躍推進法を施行し、職場におけるさらなる女性の活躍を推進しており、その中でも「自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要」と示しています。

関ヶ原町男女共同参画に関するアンケート調査（以下「町民アンケート調査結果」という。）では、分野別男女の地位の平等感については、「政治の場」における男女の地位の平等感の割合が 18.7%と、「家庭生活の場」、「学校教育の場」等の他の場に比べて低く、平成 29 年度調査と比べて“男性の方が優遇されている”の割合が増加しており、女性活躍の障壁を取り除く一層の取組が必要です。

また、政治・行政・事業所や地域において、政策方針決定の場への女性の参画が少ない理由について、「男性優位の組織運営」の割合が 38.4%と最も高くなっています。

さらに、社会の指導的立場への女性の活躍について成果が不十分であることに対し、「女性の社会進出を支える条件整備が不十分だから」の割合が 55.2%と最も高く、次いで「女性の社会進出をよく思われない社会通念があるから」の割合が 37.6%、「女性自身が社会進出に消極的だから」の割合が 33.3%となっています。

政策・方針決定過程における男女共同参画を進めていくには、一人一人が社会や政治に関心を持つとともに、あらゆる場において男女が共に参画し、責任と役割を担う意識を持つ必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による働き方の変化に伴い、在宅勤務等により自宅にいる時間が長くなることで、家族とのコミュニケーションの機会が増える反面、女性の家事負担が増えることも考えられることから、男性の家事、育児、介護等への参画が求められます。

このようなことから、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう労働時間の短縮を始めとする働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等を推進するとともに、事業者が実施する取組等を促進していくことが必要です。

【施策の方向】

- (1) 職業生活における活躍促進
- (2) 仕事と家庭生活を両立できる環境づくり
- (3) 町政における女性の参画促進

【成果指標】

成果指標		基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
1	審議会等への女性委員登用比率	32.0%	40.0%
2	政治の場において男女が平等であるという意識	18.7%	30.0%
3	女性の労働力率	49.0%	55.0%

(1) 職業生活における活躍促進

就業する女性の活躍を支えるために、ワーク・ライフ・バランスの推進や、多様な働き方、出産・育児期や家族の介護と両立できるような環境整備を図ります。

① 女性が働き続けられるための職場環境の改善

男女平等の視点に立った職業観や就労意識を高めるため、事業所に向けて、女性が出産・育児後の再就職制度の普及などを図ります。

【取組】

事業名	内容	担当課
事業所に対する啓発および周知	県やハローワークとより一層の連携を取りながら、支援事業への協力および参加啓発を行います。	地域振興課
非正規労働者から正社員への雇用環境の整備	女性が正社員として働く必要性を企業に理解浸透させるために情報提供を行い、パートや契約社員から正社員への登用推進を図ります。	地域振興課
学生向けキャリア支援事業	高校生や大学生が自分の将来像を描き、切れ目のない多様な働き方の選択が可能になるよう、キャリア支援を行います。	地域振興課

② 女性の職業能力開発・向上のための支援

女性のキャリアアップ・能力向上のための研修や啓発パンフレットによる情報提供等を行います。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
女性の職業能力向上を図る各種研修の情報提供	関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等の情報を積極的に提供します。	地域振興課 総務課
事業主に対しての、ポジティブ・アクションの重要性についての周知	事業主に対して、ポジティブ・アクションの重要性を周知し、女性の管理職登用や女性の職域拡大を促進します。	地域振興課

③ 女性の再就職・再雇用の支援

女性の再就職、再雇用に対する情報提供や相談を行います。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
就労に関する情報提供・相談の充実	再就職を希望するにあたり、適性についてのアドバイス等必要な情報や個別相談、また、パソコン等技能的な支援について県と連携を図り実施していきます。	地域振興課
女性の再就職の支援など雇用環境の整備促進	再雇用制度の普及促進や再チャレンジする女性に対して事業所の採用を働きかけます。	地域振興課
女性の起業支援	起業を目指す女性に対して、起業に関する情報提供や相談等の支援を行います。	地域振興課

④ 様々なハラスメント防止への促進

ハラスメント防止に関する啓発を行います。町職員のハラスメントに対する相談窓口を設置します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
ハラスメント、性犯罪等の予防に関する広報、啓発活動の推進	セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、いじめ等、相手を傷つける行為やその予防について、認識を高めるための広報、啓発活動を推進します。	総務課
町職員のハラスメントに対する相談窓口	男女ともに職員が安心して働くことができるようにし、公務能率の維持向上を図ります。	総務課

⑤ 男性優位の待遇の改善

男女雇用機会均等法などの関係法令や男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて周知を図り、性別により差別されることのない職場環境づくりを促進します。

自営業・農業等の従事者については、意欲と能力を存分に発揮し、魅力ある経営を確立するため、家族経営協定制度等の普及啓発に努めます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
労働関係法（男女雇用機会均等法等）の情報提供と啓発	役場窓口において、関係するパンフレットやポスターの掲示による啓発を行います。	地域振興課
農林水産業における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に立った取組を通じて、農林水産業の担い手である女性の能力を適正に評価し、さらに主体的に参画できる環境整備を図ります。	産業建設課

コラム

固定的性別役割分担意識とは

家庭・職場・地域などの場で、無意識に性別による役割分担をしていることはありませんか？

固定的性別役割分担意識とは、男女を問わず個人の能力によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」というように、性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

日常の身近な場で、「男性だから」「女性だから」などと無意識に考えていないかを再確認してみましょう。

男女雇用機会均等法では、労働者の募集及び採用に係る性別を理由とする差別を禁止し、男女均等な取扱いを求めています。

企業においても固定的な役割分担意識をなくし、男女均等な採用選考をしましょう。

募集・採用の条件を男女で異なるものとすることや、募集・採用に当たり男女のいずれかを優先すること等は性別を理由とする差別で、違法になります。

(2) 仕事と家庭生活を両立できる環境づくり

すべての人がその能力を十分に発揮するために、性別を理由とする差別や不合理な格差を解消するとともに、就労環境の確保・改善に向けた取組やワーク・ライフ・バランスの実現・多様な働き方を可能とする環境づくりを推進します。

長時間労働の是正や労働生産性の向上など働き方改革を進め、性別にかかわらず働きたい人すべてが望む働き方ができるよう、制度の周知と活用を促進するとともに、多様なライフスタイルに応じた子育て・介護サービス等の充実に努めます。

① 男女を区別する意識の解消

事業所において男女共同参画が進むよう、固定的な性別役割分担意識の払拭について働きかけるとともに、男女共同参画の取組事例の紹介や、育児・介護休業制度に関する情報提供を行います。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
事業所に対する啓発	地域の事業所が集まる会議の場で、育児・介護休暇が取得しやすい職場環境づくりに向けて意識啓発を図ります。	地域振興課

② 保育・子育て支援サービスの充実

家庭生活と仕事の両立支援に向け、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、多様なニーズに対応した子育てサービスの充実に努めます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
各種保育サービスの充実	保護者の就労形態や勤務時間帯の多様化に対応するため、時間外・一時保育等多様な保育サービスの充実に努め、仕事と子育ての両立を支援します。	住民課
放課後児童クラブの充実	留守家庭の児童を対象にした放課後対策のため、放課後児童クラブを設置・運営します。	教育課
子育てコミュニティの充実	未就園児親子の交流を促進し、子育てに関する情報提供を行うことで子育て家庭の孤立を防ぎます。	住民課

③ 子育てに関する相談体制の整備

男女が共に協力し合い、子育てに参画するため、講座等による育児支援や相談体制を充実します。

【取組】

事業名	内容	担当課
相談窓口の充実	基本的な生活習慣を含め育児について、保護者が安心して相談できるよう相談窓口を設置します。	医療保健課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の促進	育児・介護休業制度の利用促進に向けて、関係機関や関係課と連携しながら、普及啓発を促進します。	総務課 住民課
男性職員への育児休業取得の働きかけ	町職員へ男性職員の育児休業制度の普及啓発を促進するとともに、職員が制度を活用できる職場環境づくりに努めます。	総務課

④ 子育て期の女性に対する職場の理解の普及・啓発

女性が出産・育児を経験しながら、生涯にわたり、希望に応じた働き方ができるよう、子育て世帯への職場の理解と協力について啓発します。

【取組】

事業名	内容	担当課
事業所に対する啓発	地域の事業所が集まる会議の場で、子育て世帯への理解について意識啓発を図ります。	地域振興課

⑤ 介護支援体制の充実

性別にかかわらず家族の協力のもとで行われる介護の在り方について啓発を行います。また、介護の負担感や不安の解消を図るため、関係機関と連携した介護支援や相談体制の充実を図ります。

【取組】

事業名	内容	担当課
相談窓口の充実（総合相談事業）	地域包括支援センターにて、介護に関する相談を行います。	介護事業課 医療保健課
各種介護サービスの充実	就労形態や勤務時間帯の多様化に対応するため、通所介護、訪問介護など多様な介護サービスの充実を図り、仕事と介護の両立を支援します。	介護事業課
地域包括ケア体制の推進	高齢者が住み慣れた地域で可能な限り継続して生活できるよう、地域包括支援センターを中心に必要とされる支援を提供する体制に努めます。	介護事業課 医療保健課

(3) 町政における女性の参画促進

政策・方針決定過程においてさらに女性の活躍が進むことは、様々な価値観を反映した豊かな社会の形成につながることから、審議会や各附属機関の委員等への積極的な女性の登用に取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響は、性別により異なる場合もあるため、その違いを踏まえた政策課題や様々な意見を十分反映できる町政運営に努めます。

① 審議会、委員会などにおける女性の登用促進

政策・方針決定過程へ女性が参画する意義や効果について周知を図り、審議会等への女性の登用を進めます。また、女性自身の政策・方針決定過程への参画意欲を引き出すため、教育・学習機会の充実を図ります。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
審議会等への女性の積極的登用	町に設置されている各種審議会、委員会、その他団体等の委員への積極的な女性の参画の拡大と女性委員登用を促進します。	総務課
女性人材の活用	人材育成セミナー修了者等、町内で活躍する女性について、審議会、委員会等の委員選定等に活用できるよう情報提供を行います。	総務課
女性をはじめ多様な人材の町議会への参画の促進	本会議、委員会への欠席事由に、育児、介護などの事由を明文化し、家庭生活との両立ができる体制を整えたことにより、町議会への多様な人材の参画を促進します。	議会事務局

② 管理職などへの女性の登用促進

方針決定過程へ女性が参画する有効性を事業所に向けて周知し、女性の管理職登用を促進します。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する施策と連携を図り職業能力の開発支援を行い、女性が参画しやすい環境づくりを促進します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
町女性職員の管理職への登用	女性職員の職域拡大や管理職への登用を進めます。	総務課

③ 雇用分野における女性の参画促進

企業等における方針の立案や決定の場への女性の参画を促進します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
女性の職域拡大と管理職への登用	女性の職域の拡大と管理職への登用を促進するよう働きかけます。	地域振興課
職場における男女共同参画意識の高揚	企業における女性の参画拡大及び女性の能力の開発・発揮のための取組を促進するべく、国や県と連携して情報提供等を行い、企業の理解促進を図るとともに男女共同参画の意識の高揚に積極的に働きかけます。	地域振興課



基本目標1の達成に向け、ともに取り組もう！

- しきたりや慣習にとらわれない行動をとりましょう。
- 性別にかかわらず家事や育児に取り組み、協力していきましょう。
- 長時間労働の抑制、テレワークなど働き方の見直し、男性の育児休業取得への理解など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境をつくりましょう。

基本目標 2

互いに認め合うまちづくりの推進

【現状と課題】

町民アンケート調査結果では、分野別男女の地位の平等感については、「社会通念・慣習」における男女の地位の平等感の割合が 17.1%と、「政治の場」と同様に低くなっており、平成 29 年度調査と比べて“男性の方が優遇されている”の割合が増加しています。

一方、子どもの育て方の意識について、「男の子、女の子と区別せずに、同じように育てた方がよい」の割合が 55.8%と最も高く、「男の子は男らしく、女の子は女らしく」育てた方がよい」の割合が 18.6%となっています。平成 29 年度調査と比較すると、「男の子、女の子と区別せずに、同じように育てた方がよい」の割合が増加しており、子育てにおける男女共同参画が浸透しつつあることがわかります。

引き続き、全ての人々が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通して分かりやすい・広報・啓発活動を進めることが必要です。

男女があらゆる場において平等に参画できる社会の実現のため、幼児期から男女共同参画意識を育てる教育・学習の機会の拡大、社会的なしきり及び固定的性別役割分担意識を改善するための周知・啓発の更なる推進が求められています。

また、生涯にわたって意識が醸成されるよう家庭や地域、学校、職場等のあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習の機会を充実していくことが必要です。

【施策の方向】

- (1) 男女共同参画社会についての広報・啓発の推進
- (2) 家庭生活における男女共同参画の促進
- (3) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

【成果指標】

成果指標		基準値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 9 年度)
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	61.8%	70.0%
2	家庭生活において男女が平等であるという意識	32.4%	40.0%

(1) 男女共同参画社会についての広報・啓発の推進

誰もが固定的性別役割分担意識にとらわれず、自己肯定感をもち、地域や社会で活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、家庭、学校、地域、職場などの場を通して、子どもの頃から人権尊重や男女の相互理解と協力について学び、男女共同参画の意義に対する理解を深めることが重要です。

また、個人や集団の間に存在している様々な違いや、多様な価値観を認め合うダイバーシティへの理解を促進し、社会のあらゆる分野において、教育・学習・啓発の機会の充実を図ります。

① 男女共同参画に対する意識の向上

家庭や地域をはじめあらゆる場面で男女共同参画社会に関する周知を図り、男女共同参画の考え方に基づいた一人一人の行動を促します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
男女共同参画週間の啓発	「男女共同参画週間」において、町民の男女共同参画意識の啓発を行います。	総務課

② 男女共同参画に関する学習機会の提供

幅広い年齢層を対象に、男女共同参画社会の意義や必要性について理解を深める機会を提供します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
男女共同参画に関する講座の開催	食生活改善推進協議会等との連携により、親子料理教室等の実施や、ワークショップの充実を図り、固定的な性別役割分担意識の改革を目指します。	医療保健課
人権教育研修会	町職員及び住民に対し、女性の人権をはじめとする人権に関する学習機会を提供します。	教育課 住民課

③ 男女共同参画に関する情報提供の充実

関係機関との連携により、男女共同参画に関する取組の先進事例をはじめ、様々な情報収集を行い、男女共同参画週間を活用しながら、広報紙やホームページ等の媒体を通じて情報提供を行います。

【取組】

事業名	内容	担当課
広報紙・ホームページによる男女共同参画意識の啓発	広報紙やホームページ等において男女共同参画に関連するテーマを掲載し、男女共同参画意識の普及・啓発を行います。	総務課

④ 男女を区別する慣習の是正

広報紙やホームページ等あらゆる媒体を通じ、男女共同参画社会を広報・啓発すると同時に、行政情報等は性別にとられない表現に配慮します。

【取組】

事業名	内容	担当課
ジェンダーに基づく表現をなくすため、広報紙の内容点検	広報原稿の製作及び決裁時に、ジェンダー※に基づく表現のみならず不適切と思われる表現は排除し、徹底した内容の点検に努めます。	総務課

※ジェンダー：男らしさ、女らしさといった社会的・文化的に形成された男女の違いのこと

⑤ 多様な性の理解の促進

社会生活の様々な場面においてLGBTQ等の性的少数者が、偏見や差別により自分らしく生きることが困難な状況に置かれないよう多様な性の理解を深めます。

【取組】

事業名	内容	担当課
性的少数者を理解するための情報発信	パンフレットや広報紙等を活用し、性的少数者に関する情報を発信し、性的少数者への理解を促進します。	住民課
多様な性を理解する授業の実施	学校の授業において、多様な性についても学習し、理解を深めます。	教育課

(2) 家庭生活における男女共同参画の促進

学習機会の提供や広報紙等による啓発を通じて、男性の家事・育児・介護への参画を促進し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

① 家庭における性別役割分担意識の解消

性別にかかわらず、家族が協力して家事を担う必要性と責任の重要性について啓発するとともに、自発的に家事へ参画している男性を紹介するなど、男性の家事への参画意欲を育てるとともに、技術支援を行います。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
男性の意識改革を図る機会を提供	男性向けの教室を開催し、家事参加を啓発します。	医療保健課

② 子育てにおける男女共同参画の促進

子育て家庭に対して、各種教室や講座等学習機会を活用し、男女が協力して子育てを行う意識啓発を行います。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
子育てに関する学習会の開催	親の意識改革を目指し、子育てに関する学習会などの場を提供します。	医療保健課

(3) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

私たちが普段何気なく見かける広告や映像などには、男性を中心としてきた社会の仕組みや無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）につながる表現が含まれていることがあります。

教育現場やメディア等において人権、男女平等・男女共同参画に配慮した表現を推進し、性的マイノリティや外国にルーツをもつ人々など、様々な背景を抱える人々も安心して暮らせる環境の整備に取り組むとともに、理解を深めるための啓発等を行います。

① 家族の間での意識改革

家庭内における固定的な性別役割分担を柔軟にし、男女が共に協力して責任を担う意識を高めます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
男女共同参画意識の啓発	関係課と連携し、広報紙やホームページ、男女共同参画推進事業等あらゆる機会をとらえて家庭における男女共同参画の推進を呼びかけます。	総務課

② 子どもの育て方に対する親の意識改革

性別ではなく、子ども一人一人の個性や能力を大切にし、人権を尊重する感性を育む家庭教育の必要性について周知を図ります。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
家庭教育学級による男女共同参画の啓発	教育・学習の機会を通じて、男女共同参画意識の啓発を図ります。	教育課
学校を通じた家庭への男女共同参画の啓発	学校教育を通じて、家庭に対して男女共同参画意識の啓発を図ります。	教育課

③ 男女共同参画に関する学習の推進

子どもの頃から男女共同参画意識を身につけ、行動できるよう、固定的ではなく、一人一人がもつ個性や能力を発揮できる教育環境を整えます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
特色ある学校教育事業の推進	全ての学校において、「特別活動」「道徳」等の時間を活用し、男女共同参画をテーマにした教育の実践を行います。	教育課
男女共同参画の視点に立った保育の実践	乳幼児の集団保育を通して男女平等の意識を浸透させ、個性豊かな保育・教育を推進します。また、各種研修会への積極的な参加による保育士の質の向上を目指します。	住民課

④ 性に対する正しい知識についての教育の推進

男女共同参画社会を実現するため、子どもの頃から男女共同参画に関する意識づくりを行うとともに、児童生徒が命の大切さを正しく理解し、適切な対応ができる教育を推進します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
学校生活の役割における男女共同参画の浸透	全ての学校で、日常の清掃・給食当番や委員会活動等を通して、男女が協力して自主的に行動しようとする意識を培います。	教育課
親子教室での性教育	親子で性について学ぶ機会を提供します。	教育課

基本目標2の達成に向け、ともに取り組もう！



- ・お互いのことを理解し、尊重しましょう。
- ・教育関係者も男女共同参画を意識して取り組みましょう。
- ・多様な性への理解を深めましょう。

【現状と課題】

男女共同参画社会のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たします。

NPO、ボランティア活動等では、「実践活動」をしているのは女性、高齢者が多く、特に女性の高い関心がうかがえます。

まちづくりや防災の分野に関しては、これまで男性が中心となって担ってきた側面がありますが、東日本大震災以降、災害に対する意識が高まる中、まちづくりや防災について、女性・男性双方の視点から考え、共に担い手となることが重要となっています。

町民アンケート調査結果では、自治会・町内会・コミュニティ活動、消防団活動、PTA・保護者会、老人クラブ、子ども会などの地域活動のいずれかに参加しているかについて、「はい」の割合が76.7%となっています。

地域は生活の場であり、男女ともに心豊かで生活しやすい地域社会を構築するために、働いているいないにかかわらず、男女が共に地域活動に参画し、地域ぐるみで活性化を図ることができるようにする必要があります。

また、災害時の避難所運営において、運営に女性が参画し、男性では気づかない女性視点の意見を積極的に取り入れることで、男女共同参画の視点に立った災害復興対策を行っていく必要があります。

町民アンケート調査結果では、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響における、生活や行動に変化について、「特に変化したことはない」の割合が61.7%と最も高く、次いで「生活のリズムが不規則になった」の割合が15.2%になっています。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある人々に、より深刻な影響をもたらしており、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性、高齢女性など、すべての年代の女性に対する様々な支援が必要です。

さらに、性的少数者（LGBTQ等）の方など、多様な価値観を持った人が活躍し、共存できる社会の実現に向け、あらゆる人権に配慮した意識づくりのための周知・啓発とともに、あらゆる人権の悩みや問題を解決するための各種相談体制の充実や関係機関等との連携を図ることが必要です。

【施策の方向】

- (1) 生涯を通じた心身の健康づくり
- (2) 様々な生活上の困難を抱える人への支援
- (3) 地域活動・防災活動の場への男女共同参画の促進

【成果指標】

成果指標		基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
1	子宮がん検診の受診率	12.4%	40.0%
2	乳がん検診の受診率	10.0%	40.0%

※令和4年度発表（令和2年度実施）数値

(1) 生涯を通じた心身の健康づくり

男女がともに身体的性差に関して正しい知識をもち、妊娠または出産などにおいて双方がより良い協力関係を保つとともに、性と生殖に関する女性の自己決定権が尊重され、男女がライフデザインを意識した、それぞれの心身の健康の保持・増進ができるよう支援します。

① 母性保護の向上と母子保健の充実

妊娠・出産・育児に関する相談・指導等の母子保健施策の充実を図ります。

【取組】

事業名	内容	担当課
各種母子保健事業の充実	妊娠・出産期は、女性にとって健康管理が特に重要であり、安心して産み育てることができるよう支援します。また、子どもの健全な育成のため、乳幼児健診、健康相談、教室及び訪問等を実施し、子育て家庭への育児支援を行います。	医療保健課
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの浸透（いのちの授業）	リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての情報提供、普及啓発を進めます。学校においては、一人一人はかけがえない存在であるという観点の「生命の誕生」「生命の尊重」の学習を進めます。	医療保健課

② 男女の健康づくりの推進

男女は、各ライフステージにより異なる健康上の課題があるため、心身の違いや健康課題を正しく理解し、一人一人の積極的な健康づくりへの取組を支援します。

【取組】

事業名	内容	担当課
こころの健康問題の啓発	こころの健康づくりの重要性を理解し、推進していくための機会を提供します。	医療保健課
相談窓口の充実	専門機関と連携し、「こころの健康相談」窓口を設置します。	医療保健課
各種健康増進事業の実施	住民が、自分自身で健康状態の確認をしながら、必要な生活習慣の改善や治療ができ、年齢にかかわらず生きがいを持って過ごすことができるよう、各種健（検）診・相談・教育及び訪問指導などを実施し、健康支援を行います。	医療保健課

(2) 様々な生活上の困難を抱える人への支援

高齢者や障がい者、ひとり親等の様々な困難を抱える人々が、社会を支える重要な一員として、問題・課題の解決に向けて、安心して相談できる支援体制の構築を図ります。

① 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の自立支援の充実

あらゆる立場の男女が共に自立して社会に参画し、安心して暮らすため、男女共同参画の視点に立ち、障がい者、高齢者、ひとり親家庭、外国人等の社会参加への支援を行うとともに、自立支援に向けた必要なサービスの充実に努めます。

【取組】

事業名	内容	担当課
障がい者の相談事業	障がいのある方の特性に応じた相談支援を行います。	住民課
ひとり親家庭相談の充実	ひとり親家庭等に対する福祉向上のため関係機関と連携し、多様な生活相談に応じられる体制を確保します。	住民課

② 生活上の困難を抱える人への支援

単身や離別などで、生活上特に経済的な困難を抱える男女の相談支援を行います。また、長期的な経済自立が可能となるよう、若年層からの就労支援等を行い、生涯にわたり安全・安心な暮らしを支援します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
安心して相談できる窓口の充実	社会福祉協議会で、心配ごと相談を月2回（月に1度は弁護士による法律相談）、巡回相談を年4回、人権相談を月1回行います。	住民課
子どもの貧困対策の実施	子どもたちの将来が、その生まれ育った家庭の事情に左右されないよう乳幼児等医療費助成などの経済的支援や学習・生活への支援を実施するほか、教育、福祉等の関係機関が連携して必要な支援につなげます。	住民課 教育課
生活困窮者の相談および自立支援	相談者の抱える課題を把握し、県生活支援相談センター（県社会福祉協議会）等関係機関と連携し、自立を支援します。	住民課

（3）地域活動・防災活動の場への男女共同参画の促進

地域は、社会を構成するための生活の基本的な場です。地域活動において、固定的性別役割分担意識にとらわれず、誰もがともに社会に参画できるよう、地域活動における男女平等と男女共同参画意識の啓発に努めます。

また、女性と男性のニーズの違いや、性的マイノリティに配慮した避難所運営や災害時支援・復興措置に関する計画策定に努めるとともに、自主防災組織や消防団員などの防災活動への女性の参画を促し、平常時からの男女共同参画の視点を取り入れた安全・防災活動に取り組みます。

① 地域活動の役職などにおける女性の登用促進

地域活動における方針決定過程への女性の参画を呼びかけ、参画を促進する環境づくりを行います。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
各種会議などでの啓発	地域の様々な代表者が集まる会議の場で、女性の積極的な登用を呼びかけます。	総務課

② 地域活動における男女の参画促進

地域活動における特定の性別や年齢による固定的な役割分担意識を払拭し、性別にかかわらず、地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となる意識を啓発し、男女双方の視点による地域活動の活性化を促進します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
広報紙やホームページ等を活用した地域活動に関する意識啓発	広報紙やホームページ等を活用して、住民主体の地域活動の重要性や地域活動における男女共同参画の推進を呼びかけます。	総務課

③ 防災対策への男女共同参画

地域の防災などのまちづくりの推進について、女性の視点を取り入れ、高齢者や子ども、障がい者を含めた誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
地域防災計画での規定	避難経路・避難所運営について男女双方の視点に立ち配慮すべき事項について、地域防災計画において規定します。	総務課
消防団活性化事業の推進	女性消防団員の加入を促進し、消防団組織の活性化と、より地域に密着した消防団活動を推進します。	総務課



基本目標3の達成に向け、ともに取り組もう！

- 自分の健康に関心を持ちましょう。
- 困難を抱える人を地域でも支えられるようにしましょう。
- 相談を受けたり、相談窓口等の情報を提供したりしましょう。

コラム

男女共同参画の視点での防災とは

防災体制は、これまで男性主導で考えられてきました。

男性と女性では性差による体力差があり、地震などの災害発生時の対応では、力が必要とされる場合が多かったため、男性主導に傾倒した側面があるからです。そして、旧来の男性主導の意識で、防災計画の策定や災害対策を行ってきました。

しかし、近年、その弊害が顕在化してきています。東日本大震災では、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られた避難所も見られました。男女で必要なものに違いがあり、プライバシーへの配慮も男女によって違います。しかし、男性主導の意識のために、その部分がないがしろにされており、固定的な役割分担意識も強化される結果となっています。

そういった弊害の解消には、防災分野での女性の参画が不可欠です。災害対応において女性が果たす役割は大きいことを認識し、女性の意思決定の場への参画や、リーダーとしての活躍を推進することが重要であり、平常時から男女共同参画の視点で防災について考えておくことが大切なのです。

基本目標 4 / 男女間のあらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）

【現状と課題】

DV やハラスメント等は、重大な人権侵害です。特に DV は、自己肯定感や自尊心を失わせるなど、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障をきたし、貧困や様々な困難にもつながることもある深刻な問題です。また、ハラスメントも同様に、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける決してあってはならない行為です。

町民アンケート調査結果では、配偶者や恋人など親しい関係にある人から、『ものを投げつけられたり、叩かれたりする』『何を言っても無視される』で「1、2度あった」の割合が2割前後となっています。

ハラスメントの対策として、人権侵害という意識づくりや根絶に向けた啓発活動の推進及び企業等での防止教育の充実などが求められています。また、相談窓口の周知と相談しやすい環境を整備し、被害者の支援を充実する必要があります。

このように、重大な人権侵害である DV やハラスメントに対応するため、DV 等を許さない社会意識の醸成、相談体制の整備等を行い、安心して暮らせるまちづくりを推進していくことが必要です。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活不安やストレスによるDV被害等の増加、深刻化が懸念されていることから、一人一人の状況に応じた相談支援体制が必要です。

【施策の方向】

- (1) 相談体制の充実と被害者の支援
- (2) 配偶者等暴力（DV）根絶のための啓発

【成果指標】

成果指標		基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
1	配偶者等における暴力防止法の認知度	53.9%	60.0%
2	弁護士等による専門相談の開催	継続 (月1回)	継続 (月1回)

(1) 相談体制の充実と被害者の支援

DVを防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、暴力防止のための広報・啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図り、相談支援体制の充実を図ります。

また、被害者支援のための相談事業等については、DV被害者だけでなく、子どもの安全にも配慮し、関係機関や民間団体との連携強化に努め、被害者や被害者家族の自立支援につなげていきます。

① 人権侵害に対する相談体制の充実

DVやセクシュアル・ハラスメント等をはじめ、人権侵害を受けた被害者が安心して相談できる窓口の充実を図り、関係機関と連携して被害者の救済対策を講じます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
DVに関する職員研修の質の向上	相談窓口による対応を迅速に行うため、県主催の研修を受講します。	住民課
DV被害者への支援体制の整備	被害者に関する住民基本台帳のほか、国民健康保険、介護保険、子ども手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署における情報の管理を徹底します。	住民課
犯罪の警察への通報体制の整備	警察との通報体制の強化を図ります。	住民課
人権相談・女性相談を安心して相談できる体制の整備	暮らしの中で起こる様々な人権に関する問題や、DV、セクシュアル・ハラスメントに関する問題についての相談体制を関係機関と連携し、整備します。	住民課
人権擁護に関する活動の推進	人権尊重に関する意識啓発活動を実施するとともに、人権擁護委員の活動を支援します。	住民課
庁内の連携体制の充実	庁内の連携体制の充実を図り、各所管課で把握した人権に関する問題を共有し、適切な支援につなげます。	住民課

② 児童虐待の支援体制の強化

子どもの安全に配慮し、虐待防止の取組や虐待への速やかな対応が行えるよう関係機関との連携を強化します。

【取組】

事業名	内容	担当課
児童虐待の未然防止・早期発見及び関係機関との連携強化	要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然・再発防止や早期発見・見守り強化に努めます。	住民課

(2) 配偶者等暴力（DV）根絶のための啓発

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透・徹底させるため、実態に即した相談や啓発を行います。

① 女性に対する暴力の根絶

男女共同参画の意識づくりを進めるとともに、DVは重大な人権侵害であるという認識を高め、絶対に許さない社会気運を醸成します。

【取組】

事業名	内容	担当課
配偶者・パートナー等からの暴力（DV）の防止に関する啓発	配偶者・パートナー等からの暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものでないことの認識を徹底するため、啓発活動を積極的に行います。	住民課



基本目標4の達成に向け、ともに取り組もう！

- あらゆる暴力を絶対にしない、許さない意識を持ちましょう。
- DV被害、性犯罪、ストーカーにあった場合は、悩まないで相談しましょう。
- パトロール等の実施により、犯罪防止の意識の向上を図りましょう。



資料編

1 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日施行
(平成 11 年法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な

役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議

の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

[後略]

(平成13年法律第31号)

最終改正：令和4年6月17日法律第68号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同

じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合に

ついて準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項にお

いて「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて

必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日。

(平成27年9月4日号外法律第64号)

最終改正：令和4年10月1日号外法律第12号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的か

つ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の

状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二

項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実

績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十條第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七條を除く。）、第五章（第二十八條を除く。）及び第六章（第三十條を除く。）の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二條 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三條 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

(目的及び設置)

第1条 関ヶ原町における男女共同参画社会の実現に向けて、女性問題の現状と課題等について広く町民の意見を聴き、総合的かつ計画的に関ヶ原町男女共同参画プランを策定するために、関ヶ原町男女共同参画プラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 関ヶ原町男女共同参画プランの策定に関する事項について調査、研究及び審議を行う。
- 二 関ヶ原町男女共同参画まちづくりプラン策定に関する事。
- 三 その他目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第3条 策定委員会は、15名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 一 識見を有する者
- 二 公募による町民の代表
- 三 企業及び各種団体関係者
- 四 関係行政機関の職員
- 五 その他町長が認める者

(任 期)

第4条 委員の任期はプラン策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けたときの補欠委員は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長は策定委員会を代表し会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の委員会は、町長が招集する。

2 策定委員会の議長は、委員長とする。ただし、委員長が出席できないときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶 務)

第7条 策定委員会の庶務は、総務課において行う。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定める。

附 則（平成14年訓令甲第14号）

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

5

関ヶ原町男女共同参画プラン（第4次）策定委員会名簿

	肩書	名前	備考
代表住民	女性防火クラブ 会長	北村 美代子	
企業及び各種団体	大垣共立銀行関ヶ原支店長	田中 耕治	
	自治会連合会 会長	澤村 正司	
	商工会長	澤頭 健治	
	関ヶ原中学校 PTA 会長	桑原 和也	
関係行政機関	小中学校校長会 代表	福井 清治	
	社会福祉協議会 事務局長	三宅 芳浩	
	西保育園 保育士	吉田 香	

順不同・敬称略

6

関ヶ原町男女共同参画プラン（第4次）策定経過

年月日	事 項
令和4年（2022年） 8月9日 ～8月30日	関ヶ原町男女共同参画プラン（第4次）アンケート調査の実施 【調査対象】20歳以上の町民 1,500通
10月24日	第1回 関ヶ原町男女共同参画プラン策定委員会 ・関ヶ原町男女共同参画プラン（第4次）の策定にあたって ・アンケート調査結果等の報告 ・今後のスケジュール
12月23日	第2回 関ヶ原町男女共同参画プラン策定委員会 ・計画の課題と取り組みについて ・計画の目標について ・パブリックコメントについて
令和5年（2023年） 1月16日 ～2月16日	・パブリックコメント実施
3月14日	第3回 関ヶ原町男女共同参画プラン策定委員会 ・パブリックコメントの結果について ・計画最終案について

7 男女共同参画に関する動向（年表）

年 代	世 界	国	岐 阜 県
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際連合で「国際婦人年」提唱 ・国連世界女性会議開催(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府内に「婦人問題企画推進本部」設置 	
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」(~1985年) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題担当」設置
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択 		
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」批准 	
1986年 (昭和61年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県婦人行動計画」策定
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「新国内行動計画」策定 	
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「新国内行動計画」の第一次改定 	
1994年 (平成6年)		<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に「男女共同参画推進本部」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県男女共同参画社会づくり推進本部」設置 ・「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画ー」策定
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4回世界女性会議」開催(北京) ・「北京宣言」「行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」制定 	
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ぎふ男女共同参画プラン」策定
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」開催(ニューヨーク国連本部) ・「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」策定 	
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)制定 	

年代	世界	国	岐阜県
2002年 (平成14年)			・「ぎふ男女共同参画プラン」一部改訂
2003年 (平成15年)		・「次世代育成支援対策推進法」制定	・「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」制定
2004年 (平成16年)			・「岐阜県男女共同参画計画」策定
2005年 (平成17年)	・「第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）」開催（ニューヨーク） ・「行動綱領」「女性2000年会議成果文書」の実施状況について評価・見直し	・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	
2006年 (平成18年)	・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催（東京） ・「東京閣僚共同コミニケ」採択		
2007年 (平成19年)	・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」第2回会合開催（インド）	・「改正男女雇用機会均等法」制定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2008年 (平成20年)		・「女性の参画加速プログラム」決定 ・「パートタイム労働法」「DV防止法」改正	
2009年 (平成21年)		・「育児・介護休業法」改正	・「第2次岐阜県男女共同参画計画」策定
2010年 (平成22年)	・「第54回女性の地位委員会（北京+15）」開催（国連本部）	・「第3次男女共同参画基本計画」策定 ・「改正育児・介護休業法」施行	
2013年 (平成25年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に法律名改正	
2014年 (平成26年)			・「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」策定
2015年 (平成27年)		・「第4次男女共同参画基本計画」策定	
2017年 (平成29年)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「改正育児・介護休業法」施行	
2018年 (平成30年)		・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布・施行	

年代	世界	国	岐阜県
2019年 (令和元年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 ・女性活躍推進法の一部改正 ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」策定
2020年 (令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力対策強化方針 ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 	

8 用語説明

ア 行

アンコンシャス・バイアス

自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、誰もが持っているものである。その人の過去の経験や知識、価値観、信念をベースに自分なりに解釈して、何気ない発言や行動として現れる。自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の思い込み」と呼ばれる。バイアスの対象は性別、人種、年齢などさまざまであり、例えば「女性は料理が得意」「受付業務は女性」などのアンコンシャス・バイアスのほか、職場においても「雑用は若手の仕事と決まっている」「定時で帰る社員はやる気がない」など無意識の「思い込み」「決めつけ」「押しつけ」により、周囲に悪影響を与える恐れがある。自分の持つアンコンシャス・バイアスに気づき、それが周囲にどのような影響を与えているかを自覚することが重要とされる。

SDGs（エスディーゼーズ）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策などの17のゴールと169のターゲットが掲げられており、今後、社会・経済・環境上のさまざまな課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための、もっとも重要なキーワードであり、新たなものさしとなるもの。

NPO

環境保全や医療、福祉、文化・芸術、まちづくり、人権・平和、教育、女性等様々な分野で、自発的な意思によりボランティア活動をはじめとする公共サービスを行う民間の非営利団体のこと。

M字カーブ

日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があることによる。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

エンパワーメント

「力をつけること」の意で、一人ひとりが社会の一員として自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

カ 行

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

管理職

管理又は監督の地位にある職員（課長級から部長級まで）を指す。

固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は、固定的な考え方により男性・女性の役割を決めている例である。

サ 行

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中に、社会によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

女子差別撤廃条約

正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」という。1979年の国連総会において採択された。政治、経済、社会、文化をはじめ、あらゆる分野における性差別の撤廃と、性差別の背後にある性別役割分業の見直しが強く打ち出されている。日本においては、1984年の国籍法改正（父系主義から父母両系主義へ）、1985年の男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女選択必須などの国内法などを一定の整備の上、1985年に同条約を批准している。

女性 2000 年会議

2000年6月に国連特別総会としてニューヨークで開催された。第4回世界女性会議で採択された北京行動要領の実施状況の検討・評価が行われるとともに、更なる行動とイニシアティブの検討が行われ、その結果が「政治宣言」及び「北京宣言及び行動要領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる成果文書）として取りまとめられた。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが目的。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。

10年間の時限立法。※平成27年9月4日公布・同日施行（一部平成28年4月1日施行）。

ストーカー行為

一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃の被害を与える行為。その行為をする人をストーカーという。

性的マイノリティ

「性的指向」・「性別違和」などに関しての当事者の総称で、LGBTと言われるレズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害など心と体の性が一致しない人）など。

セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のこと。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間等、様々な生活の場で起こり得るもの。

タ行

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などにかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

DV

夫婦や恋人等婚姻の有無を問わず親密なパートナー間の身体的・心理的暴力のこと。暴力とは、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。平成13年（2001年）にDV防止法が制定された。

ハ行

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。※平成13年4月13日公布・10月13日施行（一部は平成14年4月1日施行）。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に義務（市町村に努力義務）づけられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。①相談、②医学的・心理学的な指導、③一時保護、④自立支援のための情報提供・援助、⑤保護命令制度に関する情報提供・援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助。

パブリックコメント

町の基本的な政策等を策定する際に、事前にその案やその他必要な事項を公表し、町民等からの意見を参考に政策や条例等を決定するとともに、寄せられた意見と町の考え方を公表する制度のこと。

パワー・ハラスメント

職権などの力を背景として本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させたり、雇用不安を与えたりすること。

ポジティブ・アクション

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に差が生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。

マ 行

マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取り扱いを行うこと。

ラ 行

ライフステージ

出生・就学・就職・結婚・出産・子育て・退職などの年齢に伴って変化する生活段階のこと。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

ワ 行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和がとれた状態のこと。仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章ではこれを実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。

関ヶ原町男女共同参画プラン（第4次）

令和5年3月

発行：関ヶ原町 総務課

〒503-1592 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58

電話 0584-43-1110 FAX 0584-43-3122